

3 高私助第 3 0 号
令和 4 年 3 月 3 0 日

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局
私学部私学助成課長
八 田 和 嗣

私立学校情報機器整備費補助金（学校の ICT を活用した授業環境高度化推進事業）
の計画調書の提出について（依頼）

日頃より、私立学校の教育研究の充実及び発展に御尽力いただきありがとうございます。

文部科学省では、Society5.0 時代を生きる全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには、学校現場における ICT の積極的な活用が不可欠との観点から「GIGA スクール構想」を推進しているところであります。また、新型コロナウイルス感染症に対応して持続的に学校を運営していく中で、ICT の活用により全ての児童生徒の学びを保障するためにも、一刻も早く児童生徒一人一人に端末を配備するなど ICT 環境を整えることが必要です。

このことを受け、標記にかかる事業募集を行います。ついては、各学校法人に周知いただくとともに、事業の申請に当たっては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）等の法令等及び下記事項を遵守の上、計画調書を取りまとめの上、提出願います。なお、事業計画一覧（別紙 1）については都道府県で作成の上、提出願います。

記

1. 補助対象事業は、私立学校情報機器整備費補助金交付要綱（令和 2 年 3 月 3 日文部科学大臣決定）に定める事業であり、本通知においては以下の事業を募集することとする。
 - ・学校の ICT を活用した授業環境高度化推進事業
2. 補助事業の施工業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、交付要綱第 7 条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」（別添）に従うこととし、原則として、入札又は 3 社以上の業者による見積り合わせ等によること。
3. 補助年度の前年度に契約が締結されている事業等、交付内定前に着手しているものは補助対象外とする。

【提出期限】

提出書類により締切日が異なるため注意すること。

- 「事業計画一覧」（別紙 1）について（都道府県において作成）
令和 4 年 5 月 1 3 日（金） 1 7 時 メールにて提出

○様式1～3及び必要書類（学校法人において作成）
令和4年5月20日（金） メールもしくは郵送にて提出

注1 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る見地から、平成14年3月25日文科科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）を行いたい場合は事前に文部科学大臣の承認が必要となること。

また、事業計画を検討するに当たっては、設備が目的外使用及び未利用の状態になることのないよう留意すること。

（参照）補助財産の処分及び適切な取扱い等に係る通知

令和3年9月22日付け3文科高第593号文部科学省高等教育局長通知

注2 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し、かつ計画調書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなること。

注3 機器の調達に当たっては、サプライチェーン・リスクに対応するなど、サイバーセキュリティ上の影響に配慮すること。

<参考>

適用法令等

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ③ 私立学校情報機器整備費補助金交付要綱（令和2年3月3日文部科学大臣決定）
- ④ 私立学校情報機器整備費補助金に係る計画調書について（別添1）

<担当>

文部科学省 高等教育局 私学部
私学助成課 助成第四係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL：03-5253-4111（内線2547）
Mail：josei4@mext.go.jp

私立学校情報機器整備費補助金に係る計画調書について

1. 募集事業等について

今回募集を行うのは以下の事業とし、補助対象学校種、補助対象経費、補助率等は別添2を参照すること。

- ・学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業

2. 申請の単位

申請は、学校法人が設置する学校ごとに行うものとする。

3. 提出書類

- ① 「私立学校情報機器整備費事業計画一覧」(別紙1)
- ② 「私立学校情報機器整備費計画調書」(様式1)
- ③ 「採択理由書」(様式2)
- ④ 「私立学校情報機器整備費に係る確認事項」(様式3)
- ⑤ 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

4. 「私立学校情報機器整備費事業計画一覧」(別紙1)

各都道府県にて作成すること。作成に当たっては、別紙1に記載している注意事項を参考とすること。

5. 「私立学校情報機器整備費計画調書」(様式1)

作成に当たっては、様式1に記載している注意事項及び記載例を参考とすること。

6. 「採択理由書」(様式2)

- ① 複数の業者と契約を結ぶ場合は、業者ごとに別葉で作成すること。
- ② 「管理責任者 所属・職・氏名」欄には、当該設備を直接管理する責任者を記入すること。
- ③ 補助金の効果的配分を推進する観点から、不採択分の見積りを含め3社以上見積りによる価格の妥当性、見積りにおける値引き額の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかを判断するので、計画の策定に当たっては特に留意すること。
- ④ 3社以上の内容等を比較した結果等を具体的に明示すること。
- ⑤ 設備を独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。

7. 「私立学校情報機器整備費に係る確認事項」(様式3)

各項目の左の四角囲みに、該当の有無を記載すること。全ての項目に該当しないように十分確認を行うこと。

8. 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

私立学校情報機器整備費補助金交付要綱第7条において、補助事業の遂行については、公正かつ最少の費用で最大の効果を上げ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、見積書の提出に関しては以下のように行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に留意すること。

- ① 原則として国又は地方公共団体の契約方法にならい(別添参照)、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等によることとし、入札の内容が分かる書類又は採択した業者の見積書(表紙の右上に「採択」と記載すること。)を添付すること(原本証明は不要)。

- ② 補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の見積書の写し等にマーカ一等を用いてわかりやすく明示すること。
- ③ 見積書の作成は、設備の数量だけでなく性能等も指定した仕様書を示した上で依頼すること。

学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業

遠隔授業及びハイブリッド教育の充実等のオンライン学習を本格化させるための指導用コンピュータの整備に要する経費又はICTを活用した授業環境の高度化に資する機器の整備に要する経費を支援

1. 補助対象学校種

学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

ただし、中高一貫校等、中学校と高等学校で施設・設備を共有するものについては、中学校・高等学校を1校として申請するものとする。(施設・設備を共有せず、学校ごとに明確に使用を限定している場合を除く。)

2. 補助対象経費

学校が整備する以下の経費

- ・指導用コンピュータ(端末・キーボード)
- ・カメラ、マイク
- ・大型提示装置
- ・モバイルルーター
- ・遠隔教育支援ツール
- ・その他授業高度化機器
- ・機器の運搬搬入に必要な費用
- ・機器の設置、据え付け、調整に必要な費用

なお、以下に該当するものは補助対象外とする

- ・整備済みの指導用コンピュータにかかる経費(廃棄する場合のその撤去等にかかる経費を含む)
- ・令和5年度以降にかかる経費
- ・有償のソフトウェア
- ・他の国庫補助を受けている事業(予定を含む)
- ・前年度以前に契約が締結されている事業等、事前に着手しているもの

3. 補助率等

補助対象経費の1/2以内。

ただし、指導用コンピュータの整備台数に4.5万円を乗じた額を補助上限額とする。

(補助申請額が予算額を上回った場合、原則一律の圧縮率を乗ずることとする。)

4. 補助対象整備台数

補助対象とできる指導用コンピュータの整備台数の上限は、当該学校における教員数から、学級数(いわゆるクラス担任数)を除いた数までとする。

例：教員数50名、各学年4クラスの学校の場合

$$50名 - 4クラス \times 3学年 = 38台(上限台数)$$